

競争政策等

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入 (公正取引委員会)	入札談合に関与した発注者側に対する措置について、公正かつ自由な競争を促進する観点から、独占禁止法違反行為の排除及び再発防止を図るために、立法府において入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入を含めた法整備の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行う。	措置(法案成立、公布)(7月)	法施行(1月まで)		(公正取引委員会) 平成14年7月24日、議員立法により、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案」が成立し、同月31日に公布された。現在、施行(公布後6か月以内)に向けて、発注者側に対する周知等の準備を進めているところ。	検討	検討(結論)	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
<p>規制産業における競争の促進 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省)</p>	<p>電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。</p> <p>また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。</p>	<p>検討・(逐次 結論) 電気事業について結論(6月)</p> <p>電気通信事業について検討(9月開始)・結論(11月)</p>	<p>逐次実施</p>	<p>(公正取引委員会) 電気事業の次期制度改革に係る具体的制度設計に関し、独占禁止法の機能を十分に発揮させる観点から指摘すべき事項について、研究会における検討内容を取りまとめ、平成14年6月に公表。</p> <p>電気通信事業の市場構造の急速な変化等に対応した、市場の捉え方及び望ましい制度の在り方等について、平成14年9月から研究会を開催し検討開始。</p> <p>(公正取引委員会、経済産業省) 個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、公正取引委員会と経済産業省は、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した「適正な電力取引についての指針」を平成14年7月に改定・公表した。</p> <p>中間取りまとめ(第3章1.(3)1))</p>	<p>必要に応じ て実施</p> <p>必要に 応じて 実施</p> <p>検討(逐次結論)</p>			

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
一般集中規制(持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制)の見直し(公正取引委員会)	b 平成9年の独占禁止法改正後の持株会社の実際の状況、経済実態等も踏まえ、過度に持株会社を規制することのないよう、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」(持株会社ガイドライン)を見直す。	原案公表・パブリックコメント(9月)	措置(11月まで)		(公正取引委員会) ガイドラインの見直しに着手し、パブリック・コメントを実施(平成14年9月)。		措置	
対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化(公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について- 広告表示問題を中心に -」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。	措置(6月)	必要に応じて逐次見直し		(公正取引委員会) 所要の措置として、対消費者向け電子商取引に関する実態調査等を踏まえ、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」をとりまとめ公表。(平成14年6月)	必要に応じて逐次見直し		

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
サービス業など小売業以外のフランチャイズに関する実態把握と情報開示を含めた制度の在り方の検討 (経済産業省) 流通イの再掲	近年、小売業以外のフランチャイズ産業のウェイトが高まっている実態にもかんがみ、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等による中小企業・ベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業などの小売業以外のフランチャイズについては、その実態把握を十分に行い、上記の現行法制上のルールに加え、契約締結時の情報開示を含めた制度の在り方について、早急に検討する。	実態把握に着手			(経済産業省) サービス業など小売業以外のフランチャイズ産業の実態も把握するための調査を上半期に着手する。		実態把握	制度の在り方については実態把握を踏まえ早急に検討
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省及び関係省庁)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。	措置	継続的に実施		(総務省) 平成14年5月14日付の通知により地方公共団体に要請済み。		継続的に実施	